

令和7年4月4日
目黒区立上目黒小学校

目黒区立上目黒小学校いじめ防止基本方針

下記に示す「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教職員一丸となって「いじめ0」の実現を図る。

1 いじめ問題に対する基本方針

- (1) いじめは、「いつ」「どこでも」「だれにでも」起こりうることである。
- (2) いじめはいかなる理由があろうとも、いじめる方が絶対に悪い。
- (3) いじめは絶対に許さない。
- (4) いじめられた児童も、いじめた児童も、本校の大切な児童である。

上記4点を全教職員で共通理解し、教育委員会や家庭、地域、関係諸機関と密接に連携することにより、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決にあたり組織として対応していく。

2 学校いじめ対策委員会について

学校は、目黒区いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめ対策についての組織として「学校いじめ対策委員会」を設置する。学校いじめ対策委員会は、いじめ対策について意思決定を行い、全ての教員が一致団結していじめの問題に取り組むための中核的役割を果たす。また、いじめ問題が複雑化・多様化する中、学校だけでは対応しきれない場合は、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、「学校サポートチーム」を設置し、必要に応じて招集する。

(1) 「学校いじめ対策委員会」の構成員

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等で構成する。

(2) 学校いじめ対策委員会の役割

学校いじめ対策委員会は、学校で発生したいじめに対して、次に掲げる対応を組織的に行うものとする。

- ①学校基本方針に基づく取り組みの実施
- ②具体的で実効性のある校内研修の実施
- ③実態把握及び情報収集
- ④いじめが発生した際の指導や支援の体制・対応方針の決定等組織的な対応
- ⑤再発防止に向けた取り組みの実施 等

(3) 学校サポートチームの構成員

警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、民生児童委員、主任児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等で構成し、必要に応じて

て招集するものとする。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取り組み

いじめが生じた場合、学校として適切に対応することはもちろんのことだが、最も大切な対応は、いじめの未然防止に努めることである。本校では、下記の取り組みをとっていじめの早期発見、早期対応、未然防止を目指していく。

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの学校にも起こりうることから、全ての児童を対象として、いじめを許さない校風の醸成を通して、いじめの未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍ができるよう、授業づくりや集団づくりを行う。

さらに、集団の一員としての自己有用感を高めることにより、互いのよさや可能性を認め合い、一人ひとりが互いの人権を尊重し合うような意識及び態度の育成を図るとともに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

次に掲げるような取組みを計画的に行うことで、児童及び教職員の意識を高め、いじめを許さない校風づくりにつなげていく。

ア セルフチェックや校内研修の実施を通じた教員の資質向上

イ 人権教育や道徳教育の充実による思いやりの心、生命・人権を大切にする態度の育成

ウ 言語活動、体験活動を通じたコミュニケーション能力の育成

エ 学校行事・学級経営の充実による望ましい集団活動の育成

オ 学級活動（係活動や班活動等）の充実による望ましい人間関係の構築に向けた支援

カ 縦割り班等の異年齢集団による体験活動や遊び等の活動の充実

キ 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施等児童が主体的に考える未然防止の活動

ク 児童会や地域等の主催によるあいさつ運動やボランティア活動等の実施・充実

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

そのためには、教職員は日頃から児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、

見守りの際のアンテナを高く保つとともに、児童一人ひとりとの信頼関係の構築等に努めて相談しやすい雰囲気を醸成するようにすることが重要である。また、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することも大切である。併せて、次のような取組みを積極的な行う。

ア 定期的なアンケート調査の実施

年2回の記名によるアンケート調査及び年1回の無記名による調査を行う。

イ スクールカウンセラーとの面談の実施と児童への周知

第5学年児童全員に対するスクールカウンセラーとの面談を実施するとともに、その他の学年においては、スクールカウンセラーとの面談の実施について、いつでもどんなことでも相談できることを周知する。

ウ 全教員による校内巡回等を通じた児童の観察

学級担任一人に学級経営を任せず、管理職、スクールカウンセラーや全教員が校内巡回等を行い、複数の教員が学級を支援し、多くの視点で児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止及び早期発見につなげるとともに、学校全体で児童を見守っているというメッセージを発信する。

エ 学校だよりや保護者会の積極的活用

いじめに対する学校の取り組み姿勢を保護者に理解してもらうことが保護者からの早期の情報提供につながることから、学校だよりやホームページ及び保護者会により、日頃から「学校いじめ防止基本方針」等について説明を行う。

オ 保護者への支援・助言

いじめの問題に悩む保護者が相談しやすい環境を整え、教員及びスクールカウンセラー等により保護者への適切な支援・助言を行う。

カ 児童館、学童保育クラブ及びランドセルひろばとの連携

放課後における児童の様子について把握するため、児童館、学童保育クラブ及びランひろばに対し、児童の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報の提供を依頼する。

(3) いじめへの対処

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことを前提として、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下、速やかに次のような対応に取り組む。

ア いじめを受けた児童に対する事情や心情の聴取及び児童の状態に合わせた継続的なケア

イ いじめを行った児童に対する事情や心情の聴取及び再発防止に向けての継続的な指導及び支援

ウ いじめの実態調査等を踏まえた、いじめの実態把握

エ いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、

身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合等の警察への相談・通報、連絡

オ いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づくいじめの解決のための適切な対応方針の決定と情報の共有、教職員の役割分担の明確化

カ 把握した情報に基づく記録の作成と教育委員会への提出及び連携

キ いじめを受けた児童及びいじめを行った児童への定期的なカウンセリング等の継続的な支援と見守り

(4) インターネットを通じて行われているいじめへの対応

発信される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、SNSをはじめとするインターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処がなされるよう次に掲げる取組みを行う。

ア インターネットや SNS を利用する中での危険性やトラブルに関する情報モラル教育の実施

イ インターネットや SNS を利用する中での危険性やトラブルに関する過程への啓発

ウ インターネットや SNS を通じて行われたいじめを認知した場合の迅速な対応及び関係機関との連携

(5) 年間計画の作成

いじめの防止等に係る取組について年間指導計画を作成し、保護者会や学校だより等の様々な機会をとらえて説明していく。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめによる重大事態とは、いじめを受けた児童の状況に着目して次のとおり判断する。

①いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた、又はその疑いがあると認められる場合。

ア 児童が自殺を企図した場合

イ 身体に重大な傷害を負った場合

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

エ 精神性の疾患を発症した場合

オ その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

②いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合

相当の期間とは、国のいじめ防止対策基本方針での不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着

手する。ただし、日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

(2) 重大事態への対応について

- ア 見守り体制を整え、いじめられた児童の安全を確保する。
- イ スクールカウンセラー、養護教諭と連携し、いじめられた児童の心のケアを図る。
- ウ 「学校いじめ対策委員会」を招集し、事実関係を明確にするための調査の実施、及び教育委員会が行う調査に協力する。
- エ 重大事態発生について目黒区教育委員会に報告する。
- オ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携を図る。
- カ 関係のあった児童や保護者への心のケア及び落ち着いた学校生活を取り戻せるよう支援する。
- キ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。